

## 当座勘定規定

1～16. (省略)

17. (印鑑照合等)

(1)～(2) (省略)

(3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

18～29. (省略)

30. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

①～② (省略)

③ 貯金者等 (休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。) から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④～⑤ (省略)

31. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) (省略)

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。

② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。

③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

32～33. (省略)

以上

(2021年4月1日現在)

## 当座勘定規定

1～16. (省略)

17. (印鑑照合等)

(1)～(2) (省略)

(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

18～29. (省略)

30. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

①～② (省略)

③ 貯金者等 (追加) から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④～⑤ (省略)

31. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) (省略)

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り。）、

当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

32～33. (省略)

以上

(2020年4月1日現在)

## 普通貯金規定

## 1. (取扱店の範囲)

この貯金は、当店のほか当会のご店の店舗の窓口および自動化機器でも預入れまたは払戻しができます。  
なお、当会が提携した(削除) 農業協同組合等の自動化機器でも、預入れまたは払戻しができません。ただし、自動化機器による払戻しについては、キャッシュカードのみのお取引となり、1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。

## 2. (証券類の受入れ)

(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。(削除)

(2) ~ (5) (省略)

## 3~5. (省略)

## 6. (スウィングサービス)

(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス(以下、「本サービス」といいます。)を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。

- ① 順スウィング：(削除) 普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座(削除)へ自動振替を行います。
- ② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。

(2) (省略)

(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。

- ① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

(削除)

(削除)

(4) ~ (7) (省略)

## 7~16. (省略)

## 17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

①~② (省略)

- ③ 貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」と

## 普通貯金規定

## 1. (取扱店の範囲)

この貯金は、当店のほか当会のご店の店舗(追加)でも預入れまたは払戻しができます。また、当会が提携した都内の農業協同組合(以下、「提携組合」といいます)においても、預入れまたは払戻しができるほか、一部を除き、当会が提携した都外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。

## 2. (証券類の受入れ)

(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。

(2) ~ (5) (省略)

## 3~5. (省略)

## 6. (スウィングサービス)

(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス(以下、「本サービス」といいます。)を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。

- ① 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。
- ② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。

(2) (省略)

(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。

- ① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

③ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。

④ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上の千円単位とし、その超過額については、10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。

(4) ~ (7) (省略)

## 7~16. (省略)

## 17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

①~② (省略)

- ③ 貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り)。

います。)の対象となっている場合に限りま。

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④～⑤ (省略)

18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) (省略)

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。

② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと、当該手続が終了した日。

③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りま。)、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

19～20. (省略)

以上  
(2021年4月1日現在)

成年後見支援貯金に関する特約

1～7. (省略)

8. (手数料)

この貯金口座の開設、維持・管理に係る費用(定期金交付目的で(削除) 定時自動送金を利用する場合を含まま。)として、「指示書」記載の交付金額とは別に、当会所定の取扱手数料および振込手数料を、振込みの都度、この貯金口座から引落しするものとします。

9～11. (省略)

12. (特約の変更)

(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) (省略)

以上  
(2021年4月1日現在)

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④～⑤ (省略)

18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) (省略)

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと

当該手続が終了した日

③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りま。)

当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

19～20. (省略)

以上  
(2020年4月1日現在)

成年後見支援貯金に関する特約

1～7. (省略)

8. (手数料)

この貯金口座について、定期金交付目的で振替サービス「振込」または定時自動送金を利用する場合(追加)、「指示書」記載の交付金額とは別に、当会所定の取扱手数料および振込手数料を、振込みの都度、この貯金口座から引落しするものとします。

9～11. (省略)

12. (特約の変更)

(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の特約に基づいて変更するものとします。

(2) (省略)

以上  
(2020年4月1日現在)

## 総合口座取引規定

## 1. (省略)

## 2. (取扱店の範囲)

(1) 普通貯金は、当店のほか当会のどこの店舗の窓口および自動化機器でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。なお、当会が提携した(削除)農業協同組合等の自動化機器でも、普通貯金への預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。ただし、自動化機器による払戻しについては、キャッシュカードのみのお取引となり、1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。

(2) 省略

## 3～4. (省略)

## 5. (スウィングサービス)

(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。

- ① 順スウィング：(削除)普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座(削除)へ自動振替を行います。
- ② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。

(2) (省略)

(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。

- ① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

(削除)

(削除)

(4)～(7) (省略)

## 6～7. (省略)

## 8. (貸越金の担保)

- (1) (省略)
- (2) この取引に定期貯金があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金が数口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）(削除)の早い順序に従い担保とします。

(3) (省略)

## 9～22. (省略)

以上

(2021年4月1日現在)

## 総合口座取引規定

## 1. (省略)

## 2. (取扱店の範囲)

(1) 普通貯金は、当店のほか当会のどこの店舗(追加)でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。また、当会が提携した都内の農業協同組合(以下、「提携組合」といいます。)においても、普通貯金への預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができるほか、一部を除き、当会が提携した都外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。

(2) 省略

## 3～4. (省略)

## 5. (スウィングサービス)

(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。

- ① 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。
- ② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。

(2) (省略)

(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。

- ① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

③ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。

④ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上の千円単位とし、その超過額については、10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。

(4)～(7) (省略)

## 6～7. (省略)

## 8. (貸越金の担保)

- (1) (省略)
- (2) この取引に定期貯金があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金が数口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。

(3) (省略)

## 9～22. (省略)

以上

(2020年4月1日現在)

## 普通貯金無利息型（決済用）規定

## 1（取扱店の範囲）

この貯金は、当店のほか当会のどこの店舗の窓口および自動化機器でも預入れまたは払戻しができます。  
なお、当会が提携した（削除）農業協同組合等の自動化機器でも、預入れまたは払戻しができません。ただし、自動化機器による払戻しについては、キャッシュカードのみのお取引となり、1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。

## 2.（証券類の受入れ）

(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。（削除）

(2) ～ (5)（省略）

## 3～5.（省略）

## 6.（スウィングサービス）

(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。

① 順スウィング：（削除）普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座（削除）へ自動振替を行います。

② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。

(2)（省略）

(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。

① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。

② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

（削除）

（削除）

(4) ～ (7)（省略）

## 7～16.（省略）

## 17.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

①～②（省略）

③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあ

## 普通貯金無利息型（決済用）規定

## 1.（取扱店の範囲）

この貯金は、当店のほか当会のどこの店舗（追加）でも預入れまたは払戻しができます。また、当会が提携した都内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます）においても、預入れまたは払戻しができるほか、一部を除き、当会が提携した都外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。

## 2.（証券類の受入れ）

(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。

(2) ～ (5)（省略）

## 3～5.（省略）

## 6.（スウィングサービス）

(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。

① 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。

② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。

(2)（省略）

(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。

① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。

② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

③ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。

④ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上の千円単位とし、その超過額については、10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。

(4) ～ (7)（省略）

## 7～16.（省略）

## 17.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

①～②（省略）

③ 貯金者等（追加）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象とな

(改正後)	(改正前)
<p>ったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤（省略）</p> <p><b>18.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</b></p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p><b>19～20.（省略）</b></p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>ている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤（省略）</p> <p><b>18.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</b></p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p><b>19～20.（省略）</b></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</b></p> <p><b>1.（省略）</b></p> <p><b>2.（取扱店の範囲）</b></p> <p>(1) 普通貯金は、当店のほか当会のどこの店舗の<u>窓口および自動化機器</u>でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。<u>なお、当会が提携した（削除）農業協同組合等の自動化機器でも、普通貯金への預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。</u>ただし、<u>自動化機器による払戻しについては、キャッシュカードのみのお取引となり、1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p><b>3～4.（省略）</b></p> <p><b>5.（スウィングサービス）</b></p> <p>(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。</p>	<p style="text-align: center;"><b>総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</b></p> <p><b>1.（省略）</b></p> <p><b>2.（取扱店の範囲）</b></p> <p>(1) 普通貯金は、当店のほか当会のどこの店舗 <u>（追加）</u>でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。<u>また、当会が提携した都内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）においても、普通貯金への預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができるほか、一部を除き、当会が提携した都外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。</u>ただし、<u>当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p><b>3～4.（省略）</b></p> <p><b>5.（スウィングサービス）</b></p> <p>(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。</p>

(改正後)	(改正前)
<p>① 順スウィング：<u>(削除)</u> 普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座<u>(削除)</u>へ自動振替を行います。</p> <p>② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。</p> <p>① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。</p> <p>② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4)～(7) (省略)</p> <p>6～7. (省略)</p> <p>8. (貸越金の担保)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この取引に定期貯金があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金が数口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）<u>(削除)</u>の早い順序に従い担保とします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>9～20. (省略)</p> <p>21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当会の当該各取引の規定により取扱いします）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u>は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p>22. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>① 順スウィング：<u>契約内容に応じて</u>、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座<u>または定期貯金口座へ</u>、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。</p> <p>② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。</p> <p>① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。</p> <p>② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。</p> <p>③ <u>普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。</u></p> <p>④ <u>普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上の千円単位とし、その超過額については、10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。</u></p> <p>(4)～(7) (省略)</p> <p>6～7. (省略)</p> <p>8. (貸越金の担保)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この取引に定期貯金があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金が数口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）<u>または契約日</u>の早い順序に従い担保とします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>9～20. (省略)</p> <p>21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当会の当該各取引の規定により取扱いします）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等 <u>(追加)</u>は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p>22. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>貯蓄貯金規定</b></p> <p>1 (取扱店の範囲)</p> <p>この貯金は、当店のほか当会のどこの店舗の<u>窓口および自動化機器</u>でも預入れまたは払戻しができます。<u>なお、当会が提携した (削除) 農業協同組合等の自動化機器でも、預入れまたは払戻しができます。</u>ただし、<u>自動化機器による払戻しについては、キャッシュカードのみのお取引となり、</u>1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの</p>	<p style="text-align: center;"><b>貯蓄貯金規定</b></p> <p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>この貯金は、当店のほか当会のどこの店舗 <u>(追加)</u>でも預入れまたは払戻しができます。<u>また、当会が提携した都内の農業協同組合 (以下、「提携組合」といいます) においても、預入れまたは払戻しができるほか、一部を除き、当会が提携した都外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。</u>ただし、<u>当店以外での払戻しの際の</u>1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの</p>

(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。(削除)

(2)～(5) (省略)

### 3～6. (省略)

#### 7. (スウィングサービス)

(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス (以下、「本サービス」といいます。)を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。

- ① 順スウィング：(削除) 普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座 (削除) へ自動振替を行います。
- ② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。

(2) (省略)

(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。

- ① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

(削除)

(削除)

(4)～(7) (省略)

### 8～17. (省略)

#### 18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

①～② (省略)

- ③ 貯金者等 (休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。) から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り) ます。

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④～⑤ (省略)

#### 19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) (省略)

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。

(2)～(5) (省略)

### 3～6. (省略)

#### 7. (スウィングサービス)

(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス (以下、「本サービス」といいます。)を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。

- ① 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。
- ② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。

(2) (省略)

(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。

- ① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

③ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。

④ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上の千円単位とし、その超過額については、10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。

(4)～(7) (省略)

### 8～17. (省略)

#### 18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

①～② (省略)

- ③ 貯金者等 (追加) から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り) ます。

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④～⑤ (省略)

#### 19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) (省略)

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。



(改正後)	(改正前)
<p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>20～21. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>20～21. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定（単利型）</p> <p>1～2. (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定（単利型）</p> <p>1～2. (省略)</p> <p><u>3. (スウィングサービス)</u></p> <p><u>(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。</u></p> <p><u>(2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。</u></p> <p>① <u>定額型</u> <u>順スウィング</u> <u>貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。</u></p> <p>② <u>残高型</u> <u>順スウィング</u> <u>貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。</u></p> <p><u>(3) 振替金額のお取り扱いについては次のとおりとします。</u></p> <p>① <u>普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。</u></p> <p>② <u>普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。</u></p> <p>③ <u>普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。</u></p> <p>④ <u>普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。</u></p> <p><u>(4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。</u></p> <p><u>(5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳</u></p>

**3. (利息)**

(1)～(2) (省略)

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

①～④ (省略)

(4) (省略)

**4. (貯金の解約、書替継続)**

(省略)

**5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)**

(省略)

**6. (成年後見人等の届出)**

(省略)

**7. (印鑑照合)**

(省略)

**8. (盗難通帳・証書による払戻し等)**

(省略)

**9. (譲渡、質入れの禁止)**

(省略)

**10. (中間利息定期貯金)**

(1) 中間利息定期貯金の利息については、第3条の規定を準用します。

(2) (省略)

**11. (通知等)**

(省略)

**12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**

(省略)

**13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① (省略)

および払戻請求書の提出は不要とします。(6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。(7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。**4. (利息)**

(1)～(2) (省略)

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

①～④ (省略)

(4) (省略)

**5. (貯金の解約、書替継続)**

(省略)

**6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)**

(省略)

**7. (成年後見人等の届出)**

(省略)

**8. (印鑑照合)**

(省略)

**9. (盗難通帳・証書による払戻し等)**

(省略)

**10. (譲渡、質入れの禁止)**

(省略)

**11. (中間利息定期貯金)**

(1) 中間利息定期貯金の利息については、第4条の規定を準用します。

(2) (省略)

**12. (通知等)**

(省略)

**13. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**

(省略)

**14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① (省略)

- ② 貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ (省略)

**1.4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
  - ① 第1.3条に掲げる異動が最後にあった日
  - ②～④ (省略)
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
    - A 第1.3条に掲げる異動事由
    - B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
  - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
  - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと、当該手続が終了した日。
  - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)、当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日。

**1.5. (休眠預金等代替金に関する取扱い)**

(省略)

**1.6. (規定の変更等)**

(省略)

以上  
(2021年4月1日現在)

スーパー定期貯金規定(複利型)

1～2. (省略)

(削除)

- ② 貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ (省略)

**1.5. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
  - ① 第1.4条に掲げる異動が最後にあった日
  - ②～④ (省略)
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
    - A 第1.4条に掲げる異動事由
    - B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
  - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと  
当該支払停止が解除された日
  - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと  
当該手続が終了した日
  - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)  
当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日

**1.6. (休眠預金等代替金に関する取扱い)**

(省略)

**1.7. (規定の変更等)**

(省略)

以上  
(2020年4月1日現在)

スーパー定期貯金規定(複利型)

1～2. (省略)

**3. (スウィングサービス)**

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス(以下、「本サービス」といいます。)を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。

(2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。

① 定額型

順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。

② 残高型

順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。

(3) 振替金額のお取り扱いについては次のとおりとします。

① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。

② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

③ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。

④ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。

(4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。

(5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

(7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。

② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

4. (利息)

(1) ~ (2) (省略)

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。

①~③ (省略)

(4) (省略)

5. (貯金の解約、書替継続)

(省略)

6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

3. (利息)

(1) ~ (2) (省略)

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。

①~③ (省略)

(4) (省略)

4. (貯金の解約、書替継続)

(省略)

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(省略)

**6. (成年後見人等の届出)**

(省略)

**7. (印鑑照合)**

(省略)

**8. (盗難通帳・証書による払戻し等)**

(省略)

**9. (譲渡、質入れの禁止)**

(省略)

**10. (通知等)**

(省略)

**11. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**

(省略)

**12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① (省略)

② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

③ (省略)

**13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 第12条に掲げる異動が最後にあった日

②～④ (省略)

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日

A 第12条に掲げる異動事由

B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。

(省略)

**7. (成年後見人等の届出)**

(省略)

**8. (印鑑照合)**

(省略)

**9. (盗難通帳・証書による払戻し等)**

(省略)

**10. (譲渡、質入れの禁止)**

(省略)

**11. (通知等)**

(省略)

**12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**

(省略)

**13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① (省略)

② 貯金者等（追加）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

③ (省略)

**14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 第13条に掲げる異動が最後にあった日

②～④ (省略)

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日

A 第13条に掲げる異動事由

B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと

(改正後)	(改正前)
<p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p><b>1.4.</b> (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p><b>1.5.</b> (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p><b>1.5.</b> (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p><b>1.6.</b> (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）</p> <p>1～2. (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）</p> <p>1～2. (省略)</p> <p><b>3. (スウィングサービス)</b></p> <p><u>(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。</u></p> <p><u>(2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。</u></p> <p>① 定額型 <u>順スウィング</u> 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。</p> <p>② 残高型 <u>順スウィング</u> 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。</p> <p><u>(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。</u></p> <p>① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。</p> <p>② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。</p> <p>③ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。</p> <p>④ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。</p> <p><u>(4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。</u></p> <p><u>(5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。</u></p> <p><u>(6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。</u></p> <p><u>(7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店</u></p>

**3. (利息)**

(1)～(3) (省略)

(4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

①～④ (省略)

(5) (省略)

**4. (貯金の解約、書替継続)**

(省略)

**5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)**

(省略)

**6. (成年後見人等の届出)**

(省略)

**7. (印鑑照合)**

(省略)

**8. (盗難通帳・証書による払戻し等)**

(省略)

**9. (譲渡、質入れの禁止)**

(省略)

**10. (中間利息定期貯金)**

(1) 中間利息定期貯金の利息については、第3条の規定を準用します。

(2)～(3) (省略)

**11. (通知等)**

(省略)

**12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**

(省略)

**13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① (省略)

② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつ

に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。

② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

**4. (利息)**

(1)～(3) (省略)

(4) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

①～④ (省略)

(5) (省略)

**5. (貯金の解約、書替継続)**

(省略)

**6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)**

(省略)

**7. (成年後見人等の届出)**

(省略)

**8. (印鑑照合)**

(省略)

**9. (盗難通帳・証書による払戻し等)**

(省略)

**10. (譲渡、質入れの禁止)**

(省略)

**11. (中間利息定期貯金)**

(1) 中間利息定期貯金の利息については、第4条の規定を準用します。

(2)～(3) (省略)

**12. (通知等)**

(省略)

**13. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**

(省略)

**14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① (省略)

② 貯金者等（追加）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となつて

たこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りま。

- A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③～④（省略）

**1.4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 第1.3条に掲げる異動が最後にあった日
  - ②～④（省略）
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあつては、初回満期日）
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
    - A 第1.3条に掲げる異動事由
    - B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りま。
  - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
  - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
  - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りま。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

**1.5. (休眠預金等代替金に関する取扱い)**

(省略)

**1.6. (規定の変更等)**

(省略)

以上  
(2021年4月1日現在)

**自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）**

1～2. (省略)

(削除)

いる場合に限りま。

- A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③～④（省略）

**1.5. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 第1.4条に掲げる異動が最後にあった日
  - ②～④（省略）
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあつては、初回満期日）
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
    - A 第1.4条に掲げる異動事由
    - B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りま。
  - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと  
当該支払停止が解除された日
  - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと  
当該手続が終了した日
  - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りま。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

**1.6. (休眠預金等代替金に関する取扱い)**

(省略)

**1.7. (規定の変更等)**

(省略)

以上  
(2020年4月1日現在)

**自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）**

1～2. (省略)

**3. (スウィングサービス)**

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。



(2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。

① 定額型

順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。

② 残高型

順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。

(3) 振替金額のお取り扱いについては次のとおりとします。

① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。

② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

③ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。

④ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。

(4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。

(5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

(7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。

② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

4. (利息)

(1) ~ (2) (省略)

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。

①~③ (省略)

(4) (省略)

5. (貯金の解約、書替継続)

(省略)

6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(省略)

3. (利息)

(1) ~ (2) (省略)

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。

①~③ (省略)

(4) (省略)

4. (貯金の解約、書替継続)

(省略)

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(省略)

**6.** (成年後見人等の届出)  
(省略)

**7.** (印鑑照合)  
(省略)

**8.** (盗難通帳・証書による払戻し等)  
(省略)

**9.** (譲渡、質入れの禁止)  
(省略)

**10.** (通知等)  
(省略)

**11.** (保険事故発生時における貯金者からの相殺)  
(省略)

**12.** (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① (省略)
- ② 貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③～④ (省略)

**13.** (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第12条に掲げる異動が最後にあった日
- ②～④ (省略)

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日)
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
  - A 第12条に掲げる異動事由
  - B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。

**7.** (成年後見人等の届出)  
(省略)

**8.** (印鑑照合)  
(省略)

**9.** (盗難通帳・証書による払戻し等)  
(省略)

**10.** (譲渡、質入れの禁止)  
(省略)

**11.** (通知等)  
(省略)

**12.** (保険事故発生時における貯金者からの相殺)  
(省略)

**13.** (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① (省略)
- ② 貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③～④ (省略)

**14.** (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
- ②～④ (省略)

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日)
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
  - A 第13条に掲げる異動事由
  - B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

(改正後)	(改正前)
<p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p><b>14.</b>（休眠預金等代替金に関する取扱い） （省略）</p> <p><b>15.</b>（規定の変更等） （省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p><b>15.</b>（休眠預金等代替金に関する取扱い） （省略）</p> <p><b>16.</b>（規定の変更等） （省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>大口定期貯金規定</b></p> <p>1～11.（省略）</p> <p><b>12.（休眠預金等活用法に係る異動事由）</b> 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①（省略）</p> <p>② 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③（省略）</p> <p><b>13.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</b> (1)（省略） (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>14～15.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;"><b>大口定期貯金規定</b></p> <p>1～11.（省略）</p> <p><b>12.（休眠預金等活用法に係る異動事由）</b> 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①（省略）</p> <p>② 貯金者等（<u>追加</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③（省略）</p> <p><b>13.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</b> (1)（省略） (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>14～15.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">(2021年4月1日現在)</p> <p style="text-align: center;"><b>自動継続大口定期貯金規定</b></p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）の発生した日（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り、）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日。</u></p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">(2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">(2020年4月1日現在)</p> <p style="text-align: center;"><b>自動継続大口定期貯金規定</b></p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）の発生した日（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り、）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日</u></p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">(2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>期日指定定期貯金規定</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>期日指定定期貯金規定</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p><u>3. (スウィングサービス)</u></p> <p><u>(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。</u></p> <p><u>(2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。</u></p> <p>① <u>定額型</u></p> <p><u>順スウィング</u></p> <p><u>貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座</u></p>

(入金口座)の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座(支払口座)の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。

② 残高型

順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座(支払口座)の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座(入金口座)へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座(支払口座)の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。

(3) 振替金額のお取り扱いについては次のとおりとします。

① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。

② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

③ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。

④ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。

(4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。

(5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座(支払口座)規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

(7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。

② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

4. (利息)

(1) ~ (2) (省略)

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。

①~⑥ (省略)

(4) (省略)

5. (貯金の解約、書替継続)

(省略)

6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(省略)

7. (成年後見人等の届出)

(省略)

8. (印鑑照合)

(省略)

9. (盗難通帳・証書による払戻し等)

(省略)

10. (譲渡、質入れの禁止)

3. (利息)

(1) ~ (2) (省略)

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。

①~⑥ (省略)

(4) (省略)

4. (貯金の解約、書替継続)

(省略)

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(省略)

6. (成年後見人等の届出)

(省略)

7. (印鑑照合)

(省略)

8. (盗難通帳・証書による払戻し等)

(省略)

9. (譲渡、質入れの禁止)

(省略)

**10. (通知等)**

(省略)

**11. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**

(省略)

**12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① (省略)
- ② 貯金者等 (休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。) から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）の対となる貯金であるかの該当性
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ (省略)

**13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第12条に掲げる異動が最後にあった日
- ②～④ (省略)

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
  - A 第12条に掲げる異動事由
  - B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り、）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

**14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)**

(省略)

**15. (規定の変更等)**

(省略)

**11. (通知等)**

(省略)

**12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**

(省略)

**13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① (省略)
- ② 貯金者等 (追加) から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）の対となる貯金であるかの該当性
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ (省略)

**14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
- ②～④ (省略)

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
  - A 第13条に掲げる異動事由
  - B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと  
当該支払停止が解除された日
- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと  
当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り、）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

**15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)**

(省略)

**16. (規定の変更等)**

(改正後)

(改正前)

(省略)

(省略)

以上  
(2021年4月1日現在)

以上  
(2020年4月1日現在)

### 自動継続期日指定定期貯金規定

### 自動継続期日指定定期貯金規定

1～3. (省略)

1～3. (省略)

(削除)

#### 4. (スウィングサービス)

(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。

(2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。

##### ① 定額型

###### 順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。

##### ② 残高型

###### 順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。

(3) 振替金額のお取り扱いについては次のとおりとします。

① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。

② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

③ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。

④ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。

(4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。

(5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

(7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。

② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

#### 4. (利息)

(1)～(4) (省略)

(5) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したいときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。

①～⑥ (省略)

#### 5. (利息)

(1)～(4) (省略)

(5) 第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したいときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。

①～⑥ (省略)

(6) (省略)

**5. (貯金の解約、書替継続)**  
(省略)

**6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)**  
(省略)

**7. (成年後見人等の届出)**  
(省略)

**8. (印鑑照合)**  
(省略)

**9. (盗難通帳・証書による払戻し等)**  
(省略)

**10. (譲渡、質入れの禁止)**  
(省略)

**11. (通知等)**  
(省略)

**12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**  
(省略)

**13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① (省略)
- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③～④ (省略)

**14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
  - ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
  - ②～④ (省略)
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
    - A 第13条に掲げる異動事由

(6) (省略)

**6. (貯金の解約、書替継続)**  
(省略)

**7. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)**  
(省略)

**8. (成年後見人等の届出)**  
(省略)

**9. (印鑑照合)**  
(省略)

**10. (盗難通帳・証書による払戻し等)**  
(省略)

**11. (譲渡、質入れの禁止)**  
(省略)

**12. (通知等)**  
(省略)

**13. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**  
(省略)

**14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① (省略)
- ② 貯金者等（追加）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③～④ (省略)

**15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
  - ① 第14条に掲げる異動が最後にあった日
  - ②～④ (省略)
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
    - A 第14条に掲げる異動事由



(改正後)	(改正前)
<p>B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p><b>1.5. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b> (省略)</p> <p><b>1.6. (規定の変更等)</b> (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <span style="float: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></span></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <span style="float: right;"><u>当該手続が終了した日</u></span></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p><b>1.6. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b> (省略)</p> <p><b>1.7. (規定の変更等)</b> (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>変動金利定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～3. (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>変動金利定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～3. (省略)</p> <p><b>4. (スウィングサービス)</b></p> <p><u>(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。</u></p> <p><u>(2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。</u></p> <p>① 定額型 <u>順スウィング</u> 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。</p> <p>② 残高型 <u>順スウィング</u> 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。</p> <p><u>(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。</u></p> <p>① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。</p> <p>② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。</p> <p>③ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。</p>

**4. (利息)**

(1)～(2) (省略)

(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

①～② (省略)

(4) (省略)

**5. (貯金の解約、書替継続)**

(省略)

**6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)**

(省略)

**7. (成年後見人等の届出)**

(省略)

**8. (印鑑照合)**

(省略)

**9. (盗難通帳・証書による払戻し等)**

(省略)

**10. (譲渡、質入れの禁止)**

(省略)

**11. (通知等)**

(省略)

**12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**

(省略)

**13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① (省略)

② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつ④ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。(4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。(5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。(6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。(7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。**5. (利息)**

(1)～(2) (省略)

(3) 第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

①～② (省略)

(4) (省略)

**6. (貯金の解約、書替継続)**

(省略)

**7. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)**

(省略)

**8. (成年後見人等の届出)**

(省略)

**9. (印鑑照合)**

(省略)

**10. (盗難通帳・証書による払戻し等)**

(省略)

**11. (譲渡、質入れの禁止)**

(省略)

**12. (通知等)**

(省略)

**13. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**

(省略)

**14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① (省略)

② 貯金者等（追加）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となつて

たこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）

- A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③（省略）

**1.4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 第1.3条に掲げる異動が最後にあった日
  - ②～④（省略）
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
    - A 第1.3条に掲げる異動事由
    - B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
  - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
  - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
  - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り、）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

**1.5. (休眠預金等代替金に関する取扱い)**

(省略)

**1.6. (規定の変更等)**

(省略)

以上  
(2021年4月1日現在)

**変動金利定期貯金規定（複利型）**

1～3. (省略)

(削除)

いる場合に限り、）

- A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③（省略）

**1.5. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 第1.4条に掲げる異動が最後にあった日
  - ②～④（省略）
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
    - A 第1.4条に掲げる異動事由
    - B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
  - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと  
当該支払停止が解除された日
  - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと  
当該手続が終了した日
  - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り、）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

**1.6. (休眠預金等代替金に関する取扱い)**

(省略)

**1.7. (規定の変更等)**

(省略)

以上  
(2020年4月1日現在)

**変動金利定期貯金規定（複利型）**

1～3. (省略)

**4. (スウィングサービス)**

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。
- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。

<p><b>4. (利息)</b>  (1) ~ (2) (省略)  (3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。  ①~② (省略)  (4) (省略)</p> <p><b>5. (貯金の解約、書替継続)</b>  (省略)</p> <p><b>6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</b>  (省略)</p> <p><b>7. (成年後見人等の届出)</b>  (省略)</p> <p><b>8. (印鑑照合)</b>  (省略)</p>	<p><b>① 定額型</b>  <b>順スウィング</b>  貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。</p> <p><b>② 残高型</b>  <b>順スウィング</b>  貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。</p> <p><b>(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。</b>  ① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。  ② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。  ③ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。  ④ 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。</p> <p><b>(4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。</b></p> <p><b>(5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。</b></p> <p><b>(6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。</b></p> <p><b>(7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。</b>  ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。</p> <p><b>5. (利息)</b>  (1) ~ (2) (省略)  (3) 第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。  ①~② (省略)  (4) (省略)</p> <p><b>6. (貯金の解約、書替継続)</b>  (省略)</p> <p><b>7. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</b>  (省略)</p> <p><b>8. (成年後見人等の届出)</b>  (省略)</p> <p><b>9. (印鑑照合)</b>  (省略)</p>
---	--

**9. (盗難通帳・証書による払戻し等)**

(省略)

**10. (譲渡、質入れの禁止)**

(省略)

**11. (通知等)**

(省略)

**12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**

(省略)

**13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① (省略)

② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

③ (省略)

**14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 第13条に掲げる異動が最後にあった日

②～④ (省略)

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日

A 第13条に掲げる異動事由

B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。

④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。

⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り、）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

**10. (盗難通帳・証書による払戻し等)**

(省略)

**11. (譲渡、質入れの禁止)**

(省略)

**12. (通知等)**

(省略)

**13. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**

(省略)

**14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① (省略)

② 貯金者等（追加）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

③ (省略)

**15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 第14条に掲げる異動が最後にあった日

②～④ (省略)

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日

A 第14条に掲げる異動事由

B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り、）

当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

(改正後)	(改正前)
<p><b>15.</b> (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p><b>16.</b> (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p><b>16.</b> (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)</p> <p><b>17.</b> (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>自動継続変動金利定期貯金規定 (単利型)</b></p> <p>1～12. (省略)</p> <p><b>13.</b> (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。) の対象となっている場合に限ります。)</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p><b>14.</b> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分 (その例による処分を含みます。) の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと (ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続変動金利定期貯金規定 (単利型)</b></p> <p>1～12. (省略)</p> <p><b>13.</b> (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。) の対象となっている場合に限ります。)</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p><b>14.</b> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <span style="float: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></span></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分 (その例による処分を含みます。) の対象となったこと <span style="float: right;"><u>当該手続が終了した日</u></span></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと (ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。) <span style="float: right;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></span></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>自動継続変動金利定期貯金規定 (複利型)</b></p> <p>1～12. (省略)</p> <p><b>13.</b> (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取り扱います。</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続変動金利定期貯金規定 (複利型)</b></p> <p>1～12. (省略)</p> <p><b>13.</b> (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取り扱います。</p>

関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① (省略)
- ② 貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）の対 象となつてゐる場合に限り、）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③～④ (省略)

1 4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) (省略)
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ①～② (省略)
  - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
  - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となつたこと、当該手続が終了した日。
  - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り、）、当該入出金が行われた日または入出金が行われなことが確定した日。

1 5～1 6. (省略)

以上  
(2021年4月1日現在)

据置定期貯金規定

1～1 1. (省略)

1 2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

- 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。
- ① (省略)
  - ② 貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）の対 象となつてゐる場合に限り、）
    - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
    - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
  - ③ (省略)

1 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) (省略)
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる

する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① (省略)
- ② 貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③～④ (省略)

1 4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) (省略)
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ①～② (省略)
  - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと  
当該支払停止が解除された日
  - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となつたこと  
当該手続が終了した日
  - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り、）、当該入出金が行われた日または入出金が行われなことが確定した日

1 5～1 6. (省略)

以上  
(2020年4月1日現在)

据置定期貯金規定

1～1 1. (省略)

1 2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

- 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。
- ① (省略)
  - ② 貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）の対 象となつてゐる場合に限り、）
    - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
    - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
  - ③ (省略)

1 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) (省略)
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる

(改正後)	(改正前)
<p>事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <span style="float: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></span></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <span style="float: right;"><u>当該手続が終了した日</u></span></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>自動継続据置定期貯金規定</b></p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続据置定期貯金規定</b></p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等（<u>追加</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <span style="float: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></span></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <span style="float: right;"><u>当該手続が終了した日</u></span></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p>



(改正後)	(改正前)
<p>15～16.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>15～16.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>定期積金規定</b></p> <p>1～19.(省略)</p> <p>20.(休眠預金等活用法に係る異動事由)        当会は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①(省略)</p> <p>② 積金契約者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される積金契約者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下積金契約者等といいます。)        から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り、)        A 公告の対象となる積金であるかの該当性        B 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④(省略)</p> <p>21.(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)        (1)(省略)</p> <p>(2)第1項第2号において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>③ この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り、)、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>22～23.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;"><b>定期積金規定</b></p> <p>1～19.(省略)</p> <p>20.(休眠預金等活用法に係る異動事由)        当会は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①(省略)</p> <p>② 積金契約者等(追加)から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り、)        A 公告の対象となる積金であるかの該当性        B 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④(省略)</p> <p>21.(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)        (1)(省略)</p> <p>(2)第1項第2号において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払が停止されたこと  <span style="float: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></span></p> <p>③ この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと  <span style="float: right;"><u>当該手続が終了した日</u></span></p> <p>④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り、)、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>22～23.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>積立式定期貯金規定</b></p> <p>1～13.(省略)</p> <p>14.(休眠預金等活用法に係る異動事由)        当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①(省略)</p> <p>② 貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有</p>	<p style="text-align: center;"><b>積立式定期貯金規定</b></p> <p>1～13.(省略)</p> <p>14.(休眠預金等活用法に係る異動事由)        当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①(省略)</p> <p>② 貯金者等(追加)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠</p>

(改正後)	(改正前)
-------	-------

<p><u>する者を指し、以下貯金者等といたします。</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③～④（省略）</p> <p><b>15.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</b></p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p><b>16～17.（省略）</b></p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③～④（省略）</p> <p><b>15.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</b></p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p><b>16～17.（省略）</b></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
---	---

<p style="text-align: center;"><b>通知貯金規定</b></p> <p><b>1～11.（省略）</b></p> <p><b>12.（休眠預金等活用法に係る異動事由）</b></p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①（省略）</p> <p>② 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③（省略）</p> <p><b>13.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</b></p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～②（省略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>通知貯金規定</b></p> <p><b>1～11.（省略）</b></p> <p><b>12.（休眠預金等活用法に係る異動事由）</b></p> <p>当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①（省略）</p> <p>② 貯金者等（<u>追加</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③（省略）</p> <p><b>13.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</b></p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～②（省略）</p>
--	---

(改正後)	(改正前)
<p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>14～15.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>14～15.(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>

(実施日)

この規定は、2021年4月1日から実施する。